

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画
環境影響評価準備書に対する意見書

平成30年 3月 3日

〒239-0843

ご住所 横須賀市津久井5-17-6

ご氏名 ふりがな 鈴木 すずき 陸郎 りくろう

連絡先 046-847-3253

意見の内容及びその理由 (日本語でご記入ください)

① 外務省気候変動に関する有識者会合のエネルギーに関する提言「気候変動対策で世界を先導する新しいエネルギー外交の推進を」にも記載されているように、今や石炭火力を建設することは地球環境への悪影響のみならず、日本の世界に対する信用の失墜、そして経済的損失をもたらすものとなるでしょう。

石炭を取り巻く状況は年を追うごとに厳しくなるだけでなく、地域の大気を汚染、地域で生活する人々の健康に生きる権利を自社の目先の利益のために奪うことであり、許されることはありません。

このようなことを知りつつ、なお石炭火力建設に固執するのであれば、将来被害者からの提訴は有りうることと思います。福島原発事故の前に津波に耐えられない可能性を東電は知っていたにも関わらず、対策を取らずに時間を過ごし大勢の人々に多大な迷惑をかけている教訓を大事にすべきです。

貴社は東京電力と中部電力という日本を代表する電力会社の合弁会社ですから、過去・現在・未来に責任を持つべきです。

② 政府のエネルギー基本計画及び約束草案では、パリ協定の目標とは整合性がとれないと思います。早晚見直しされることになるでしょう。したがってエネルギー基本計画及び約束草案に沿っているからと言うだけではパリ協定との整合性を説明したことにはならないと思います。

事業者としてパリ協定をどのように守っていくのか、わかりやすく説明して下さい。パリ協定を守る事業者としての社会的責任についても明確に説明して下さい。

【備考】

- 環境影響評価法施行規則(平成十年六月十二日総理府令第三十七号)第十二条の規定により、氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)は必ずご記入願います。なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。

- 意見書は以下の要領でご送付願います。

提出方法	提出期限	提出先
郵送	平成30年3月5日(月) 〔消印有効〕	〒103-6014 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 株式会社JERA 発電事業開発本部 発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画
環境影響評価準備書に対する意見書

平成30年 3月 3日

〒239-0843

ご住所 横須賀市津久井5-17-6

ご氏名 ふりがな 鈴木 すずき 陸郎 りくろう

連絡先 046-847-3253

意見の内容及びその理由 (日本語でご記入ください)

③ いまでさえ、オキシダントが基準を超えています。その上に大気汚染物質を排出することは許されないと思います。東京湾にはすでに多くの火力発電所があり、石炭火力発電所の新規計画が3ヶ所もあります。これら全体の環境に対する負荷がどのようなものか明らかにしてもらいたい。

④ 漁業への影響について、神奈川と千葉の漁協の方々に集まってもらって、説明して下さい。漁協ごとに説明会を開き生の声を聞いてください。

温排水をゼロにできるのにしないのは何故か?。東京ガスは栃木県真岡市に横須賀とほぼ同じ発電能力の60万kW2基120万kWの発電所を建設し来年、再来年から運転開始すると聞いています。東京ガスのこの発電所の燃料は当然、天然ガスであり石炭ではないですが、石炭でも冷却装置の寸法が大きくなるだけであり、技術的な問題ではありません。空冷の火力発電所は、温排水も出さず次亜塩素酸ソーダも入れません。

⑤ 10年前に運用開始の磯子火力2号の環境保全協定期制値は今計画中の横須賀火力の準備書記載値よりも低い汚染物質濃度です。横須賀の石炭火力発電所建設計画は中止すべきと思いますが、既存の施設より高い大気汚染物質を排出する計画を最新技術と称するのは如何なものでしょうか。

【備考】

- 環境影響評価法施行規則(平成十年六月十二日総理府令第三十七号)第十二条の規定により、氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)は必ずご記入願います。なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 意見書は以下の要領でご送付願います。

提出方法	提出期限	提出先
郵送	平成30年3月5日(月) 〔消印有効〕	〒103-6014 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 株式会社JERA 発電事業開発本部 発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画
環境影響評価準備書に対する意見書

平成30年 3月 3日

〒239-0843

ご住所 横須賀市津久井5-17-6

ご氏名 ふりがな 鈴木 すずき 陸郎 りくろう

連絡先 046-847-3253

意見の内容及びその理由 (日本語でご記入ください)

⑥ 石炭灰を有効利用とありますが、具体的に示すべきです。また、水銀の総量を処分先別に明らかにして下さい。セメント原料にしたら、含有している水銀はすべて蒸気の水銀になって大気に逃げてしまいます。今後需要が減少するといわれています。また、海外に輸出することは果たしていいことでしょうか。バーゼル条約に抵触するのではないのでしょうか。

⑦ バイオマス混焼は止めてください。昨年、石炭火力事業者によるバイオマス混焼の申請が殺到したとの報道がありました。外国から輸入した木質バイオマスは、自然林を伐採したものと聞いています、

自然林はCO₂の吸収源なのにこれを伐採することはCO₂を発生させていることと同じです。しかも日本まで輸送することで多くのCO₂を発生させることにもなります。止めて下さい。

また、それがFIT対応となると、石炭火力発電でCO₂を増やしているのに電力料金に上乗せされ消費者の負担が増えるのは矛盾を感じます。

【備考】

- 環境影響評価法施行規則(平成十年六月十二日総理府令第三十七号)第十二条の規定により、氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)は必ずご記入願います。なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 意見書は以下の要領でご送付願います。

提出方法	提出期限	提出先
郵送	平成30年3月5日(月) [消印有効]	〒103-6014 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 株式会社JERA 発電事業開発本部 発電・エネルギーインフラ部 国内事業推進ユニット

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。